

令和4年9月8日

井原市内指定居宅介護支援事業所管理者 様
井原市内指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所管理者 様

井原市長 大 舌 勲
(公印省略)

暫定居宅サービス計画・介護予防サービス計画でサービス利用していた場合の
給付管理事務取扱いの変更について

平素から、本市の介護保険行政の推進にあたりましてご協力いただき、御礼申し上げます。

さて、本市では平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を開始し、予防給付サービスのうち訪問介護、通所介護を総合事業に移管しております。

あわせて国から「総合事業におけるケアプランの自己作成（自己作成扱いを含む）は想定されていない」との考え方が示されたことから、従前行ってきた「自己作成扱い」の事務処理では、見込みと異なる認定結果が出た場合、一部の利用サービスが全額自己負担となる事態が生じることも想定されます。

本市では、暫定の居宅介護（介護予防）サービス計画（以下「暫定ケアプラン」という。）による一部の利用サービスが全額自己負担となる事態を回避するため、暫定ケアプラン作成によりサービスを利用後、見込みと異なる認定結果が月を超えて出た場合の取扱いを、これまでの保険給付サービスの場合も含め、下記のとおり変更しますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 対象となる暫定ケアプラン

要介護認定申請中に暫定ケアプランを作成したが、見込みと異なる認定結果が出た場合のすべてのケアプラン

2. 運用方法

- ① 想定する要介護状態区分に応じた「居宅サービス計画等作成依頼（変更）届出書（以下「居宅届」という。）を井原市にあらかじめ提出する。
- ② あらかじめ届け出た事業所（居宅介護支援事業所又は地域包括支援センター）と認定された要介護状態区分に応じた事業所に相違がある時は、再度、認定結果に応じた事業所が居宅届を提出する。
- ③ 介護認定審査会の翌日から数えて4営業日以内に次の書類が提出された時は過誤処理を行う。
 - (1) 認定結果に応じた居宅届
 - (2) 介護保険被保険者証の原本
 - (3) 居宅届の委任状
 - (4) 暫定ケアプランの写し
 - (5) 担当者会議録の写し
 - (6) サービス事業所が作成した実施計画書の写し

3. 適用年月日 令和3年4月1日